

教育課程審議会答申及び学習指導要領に関する一考察

後 藤 修 廣

A Consideration on the Report of the Curriculum Council and Course of Study

Nobuhiro GOTO

〈はじめに〉

学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、学校教育法に基づく学校教育法施行規則の委任により文部科学大臣が告示するものである。各学校は教育課程の編成及び実施にあたっては基準として従わなければならないといわれる。更に「この学習指導要領の改訂は、教育課程審議会の答申をもとにおこなわれる」の文言をもよく見聞する。

では、この学習指導要領は一体どのような過程を経て作成されるか、又その理念はどこでどう形成されるのか、更には外国語の目標はどのように設定されるのかといった諸点を、今回平成元年改訂の学習指導要領が作成された過程を辿りながら検討してみたい。そして又、文部科学大臣の諮問機関である教育課程審議会の審議のまとめとその結果、すなわち「中間まとめ」「答申」の内容を「学習指導要領」との対比において検討し、更に「学習指導要領」をめぐる諸問題点の考察に当たってみたい。

また、この学習指導要領を具体例としての中学校外国語（英語）教育の指針や目標及び内容等を検索し、平成元年改訂中学校学習指導要領外国語（英語）版の特徴をも考察する。

尚この中学校学習指導要領は、昭和62年12月、教育課程審議会の「幼稚園、小学校、中学

校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）」の趣旨に基づいて作成されたものである。この答申は21世紀へ向けての長期的視点に立ち、第3の教育大改革の核である臨時教育審議会^(注1)の答申や中央教育審議会^(注2)の教育内容等小委員会審議経過報告^(注3)の考えを踏まえ構想されたものである。

以下、「諮問」「中間まとめ」及び「答申」の要旨を記述する。

I. 平成元年改訂の学習指導要領が作成されるまでの過程

①昭和60年 9月

文部大臣が「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」を教育課程審議会に諮問

②昭和61年10月20日

教育課程審議会が「中間まとめ」を発表

③昭和62年11月27日

教育課程審議会が「審議のまとめ」を発表

④昭和62年12月24日

教育課程審議会が「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）」を文部大臣に提出

⑤平成元年 3月15日

学校教育法施行規則を改正（文部省令第1号）

⑥平成元年 3月15日

文部省「中学校学習指導要領」を告示（文部省告示第25号）

⑦平成 5年 4月 1日

「中学校学習指導要領」を実施

（1）文部大臣の諮問（上記①）の内容紹介

昭和60年9月 文部大臣が「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準について」を教育課程審議会に諮問する。

時代の変化に対応するという視点と学校教育の現状や教育課題の実施の経験などから教育内容について検討すべき幾つかの課題が生じている。これらの状況をふまえ、知・徳・体の調和の取れた人間形成を目指し、時代を担う心身ともに健全な国民の育成を期するという観点に立って、初等中等教育のあり方について諮問する。

主な検討すべき点として

1. 社会の変化に適切に対応する教育内容のあり方について
2. 国民として必要とされる基礎的・基本的な事項の指導を徹底するとともに児童生徒の能力・適性等に応じた教育を充実させるための教育内容のあり方について
3. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を通じて調和と統一のある教育内容の在り方について
4. 「6年制中等学校」の教育内容の在り方について

以上4点を挙げている。

（2）教育課程審議会「中間まとめ」（上記②）の内容紹介

昭和61年10月20日、教育課程審議会は文部大臣からの諮問を受け、1年間全体を通じた改善の基本的な構想について総括的な審議を行い、「中間まとめ」として公表する。

－教育課程の基準の改善に関する基本方向について－

今回の教育課程の基準の改善においては、21世紀に向かって、国際社会に生きる日本人を育成するという観点に立ち、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図るとともに、自ら学ぶ意欲を持ち社会の変化に主体的に対応できる、豊かな心を持ちたくましく生きる人間の育成を図ることが特に重要であると考えられる。このような考えに基づいて教育課程については、改善の必要があるとして基準の改善の基本的なねらいを4項目掲げている。（比較・対照 表1に掲載）

（3）教育課程審議会「答申」（上記④）の内容紹介

昭和62年12月24日、教育課程審議会は「中間まとめ」を公表し、初等教育、中学校教育、高等学校教育の各分科審議会に分れ、各学校段階の具体的な検討・審議を行い、「答申」として取りまとめる。そして教育課程審議会は文部大臣に「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）」を提出する。

昭和52年改訂の教育課程の基準の改善における自ら考え主体的に判断し行動する力を育てる教育への質的転換を図るという観点を踏まえつつ、21世紀に向かって、国際社会に生きる日本人を育成するという観点に立ち、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図るとともに、自ら学ぶ意欲をもち社会の変化に主体的に対応できる、豊かな心をもちたくましく生きる人間の育成を図ることが特に重要であると考えられる。このような考えに基づいて教育課程については、改善の必要があるとして基準の改善の基本的なねらいとし、4項目を掲げている。（「中間まとめ」の4つのねらいと同じものである。比較・対照 表1に掲載）

II 「中間まとめ」及び「答申」で示された内容及び検討

(1) 内容の比較・対照 (表1)

| | 教育課程審議会 「中間まとめ」 | 教育課程審議会 「答申」 |
|---------------|---|---|
| 基準の改善 のねらい | 今日の科学技術の進歩と経済の発展は、情報化、国際化、価値観の多様化、核家族、高齢化など、社会の各方面に大きな変化をもたらせた。今回の改善は、これら社会の変化とそれに伴う幼児児童生徒の生活や意識の変容に配慮しつつ、次の諸点に留意して行う必要がある。 1. 豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ること。 2. 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること。 3. 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること。 4. 国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること。 | |
| 各教科・科目等編成 | ○教育課程の領域については、現行どおりとするのが適当であると考える。 | ○教育課程の領域については、現行どおり、中学校は各教科、道徳及び特別活動の3領域とするのが適切である。 |
| | ○各教科・科目等の編成については、幼稚園から高等学校までの教育を一貫したものととしてとらえ、中学校段階までは、基礎的・基本的な内容を共通に履修させるようにしながら、おおむね中学校高学年から生徒の能力・適性等に応じることが出来るよう、漸次選択履修の幅を拡大していくよう構想するのが適当であると考える。(～するのが適当である。) | |
| | ○中学校における選択履修の幅の拡大の問題については、選択履修の幅を拡大する方向で改善するのが適当であると考える。 おおむね次の方向で具体的に検討する。 ア. 必修教科については、現行の8教科とする。教科によっては、第3学年を中心に多様な内容を用意し、その中から選択して履修させることを検討する。 イ. 選択教科については、その種類を拡大する方向で検討する。第3学年を中心とし、教科によっては第2学年においても考慮する。 | ○中学校における各教科の編成等 ア. 必修教科の編成については現行どおりとする。 イ. 選択教科については、選択履修の幅を拡大することとし、具体的には第2学年から選択教科の種類を次のように拡大するのが適当である。 (ア) 現在第3学年において選択教科とされている音楽、美術、保健体育及び技術・家庭を第2学年の選択教科に加える。 (イ) 第3学年については、現行のほかにも国語、社会、数学及び理科を選択教科に加える。 |
| 授業時数 | ○学校5日制の問題は、社会情勢の変化との関連を考慮し、長期的な見通しのもとに検討すべき課題である。 ○中学校の年間総授業時数は現行どおりとする。 ○中学校教育の果たすべき役割、現状等を | ○学校週5日制への移行に言及。社会情勢の変化との関連を考慮しつつ、検討すべき課題である。検討に当たって留意すべきこととして4点を列挙する。 ○中学校の年間総授業時数は現行どおりとする。 |

| | | |
|-------------------|--|--|
| | <p>考慮し検討した結果、おおむね次の方向で更に具体的に検討する必要がある。</p> <p>ア. 必修教科の授業時数については、教科によっては、第3学年を中心に、学校において弾力的な運用が出来るようにする。</p> <p>イ. 選択教科の授業時数については、必修教科や特別活動の授業時数の改善との関連を考慮し、拡大することとする。</p> <p>○中学校の単位時間は、50分を常例とするが、指導方法の多様化によって各教科等のねらいを一層有効に達成する観点から、弾力的に運用できるようにする方向で検討する。</p> | <p>○基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせると共に個性を生かす教育の一層の充実を図るため、各学校が学校の実情等に応じ創意を生かして教育課程を編成することが出来る様にする観点から</p> <p>ア. 必修教科の授業時数については、第2学年においては音楽及び美術、第3学年においては社会、理科、保健体育及び技術・家庭について、各学校において弾力的な運用が出来るようにする。</p> <p>イ. 選択教科の授業時数については必修教科や特別活動の授業時数との関連を考慮しつつ、各学年とも増加する。</p> <p>○各教科ごとの授業時数は、この方針に基づき表2のとおり改善するのが適当である。</p> <p>○授業の単位時間については、現行の考え方を基本的に維持しながら、教育効果を高めることが出来る場合には、一層弾力的に運用できるようにする。</p> |
| <p>各教科・科目等の内容</p> | <p>○次の諸点に留意し改善を図ることとする。</p> <p>ア. 各教科・科目については、有効且適切な内容によって構成し、その一貫性を図る。中学校段階までは、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を共通に履修させるようにしながら、おおむね中学校高学年の段階から、漸次選択履修の幅を拡大する様内容を構成する。</p> <p>イ. 各教科・科目については、社会の変化やこれまでの教育課程の実施の経験などを考慮し、各学校段階及び各学年段階において確実に身に付けさせるべき基礎的・基本的な内容の一層の精選を図る。</p> <p>ウ. 体験的学習や問題解決的な学習などを充実するよう配慮する。</p> <p>エ. 我が国の文化と伝統に対する関心と理解を深めるとともに、諸外国の文化に対する理解を深めることを重視する。</p> | <p>○各学校の共通的な改善方法</p> <p>イ. 各教科・科目の内容については、特に次の諸点に留意して改善を図る。</p> <p>(ア) 体験的な学習や問題解決学習などが充実するよう配慮する。</p> <p>(イ) 国際社会の中に生きていくために必要な資質を養う観点から、我が国の文化と伝統に対する関心と理解を深めるとともに、世界の歴史や文化に対する理解を深めることを重視する。また、外国の人々との相互理解を深めることが出来るよう外国語の能力の育成に一層配慮する。</p> <p>(ウ) 学習指導要領における各教科・科目の内容の示し方については、教科によっては内容の程度、範囲及びその取り扱いが明確になるようにする。教科によっては複数学年にわたる内容をまとめて示すなど大綱化や弾力化を図る。</p> |

| | | |
|------------|--|---|
| <p>外国語</p> | <p>○次の項目について改善を図る。</p> <p>ア. 「聞くこと、話すこと」の指導を一層重視しながら、「読むこと」及び「書くこと」の指導がおろそかにならないよう、内容の示し方などについて検討する。その際、実際に外国語を理解したり、表現したりする言語活動の基礎を養うことをより一層重視する。</p> <p>イ. 生徒の発達段階に応じた指導をより徹底する観点から、中学校での指導の重点をより明確にするとともに、生徒の能力・適性等に応じることが出来るようにするため、内容の示し方などについて検討する。</p> <p>ウ. 題材については、生徒の心身の発達段階に即して、偏りなく変化をもたせて取り上げられるよう、その選択の観点について検討する。</p> <p>○中学校段階の個別の事項については、次のように改善を図る。</p> <p>ア. 文型や文法事項などの言語材料が生徒の実態に応じて、学年相互に一層弾力的に取り扱うことができるようにすることを検討する。</p> <p>イ. 基礎的・基本的な内容の定着が一層図られるようにするとともに、各学年において生徒の能力・適性、進路等に応じた発展的な学習が展開できやすいようにする観点から、内容の示し方や取り扱い方などについて検討する。</p> | <p>○改善の基本方針</p> <p>国際化の進展に対応し、国際社会の中に生きるために必要な資質を養うという観点から、特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことを重視する。このため、聞くこと及び話すことの言語活動の指導が一層充実するよう内容を改善する。生徒の学習の段階に応じて指導が一層適切なものになるよう指導内容をより重点化・明確化するとともに、生徒の実態等に応じ多様な指導ができるようにする。さらに、外国語の習得に対する生徒の積極的な態度を養い、外国語の実践的な能力を身に付けさせるとともに、外国についての関心と理解を高めるよう配慮する。</p> <p>○改善の具体的事項</p> <p>ア. 「言語活動」については、現行の3領域のうち、「聞くこと、話すこと」をそれぞれ独立させて、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、及び「書くこと」の4領域で構成することとし、聞くこと及び話すことの指導が一層充実するよう内容を改善する。また、各学年において指導の発展性、段階性がより明確になるように内容を示すこととする。</p> <p>イ. 「言語材料」については、多様で豊かな言語活動が出来るようその取り扱いの一層の弾力化を図る。その際、文型、文法等の学年による配当の枠を外すことを考慮し、実際の指導の場面において取り上げる言語活動の内容に即し、多様な表現活動が展開できるよう配慮する。</p> <p>ウ. 題材については、生徒の興味・関心を喚起し、国際理解に役立つものを広く取り上げるよう配慮する。</p> <p>エ. 聞くこと及び話すことの指導に当たっては、特に音声による指導を重視し、ネイティブ・スピーカーの活用や教育機器の利用などが一層進められるよう配慮する。</p> |
|------------|--|---|

(2) 答申に示された中学校の各教科、道徳及び特別活動の年間標準授業時数(表2)

| 区分 | 必修教科の授業時数 | | | | | | | | 道徳の授業時数 | 特別活動の授業時数 | 選択教科等に充てる授業時数 | 総授業時数 |
|------|-----------|--------|-----|---------|-------|-------|---------|--------|---------|-----------|---------------|-------|
| | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 音楽 | 美術 | 保健体育 | 技術・家庭 | | | | |
| 第1学年 | 175 | 140 | 105 | 105 | 70 | 70 | 105 | 70 | 35 | 35~70 | 105~140 | 1,050 |
| 第2学年 | 140 | 140 | 140 | 105 | 35~70 | 35~70 | 105 | 70 | 35 | 35~70 | 105~210 | 1,050 |
| 第3学年 | 140 | 70~105 | 140 | 105~140 | 35 | 35 | 105~140 | 70~105 | 35 | 35~70 | 140~280 | 1,050 |

備考

- ④ 選択教科等に充てる授業時数のうち、外国語に充てる年間標準授業時数は、各学年とも105~140とする。

(3) 内容の比較・検討(表1の比較・対照から)

- 今回の教育課程審議会の「中間まとめ」、「答申」および「学習指導要領」は臨時教育審議会の答申や中央教育審議会の教育内容等小委員会審議経過報告の精神及び考え方を基礎にしていると思われる。すなわちその根底には個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応、自己教育力の育成、基礎・基本の徹底、個性と創造性の伸張、文化と伝統の尊重等の考えが随所に見られかつ浸透している。
- 「中間まとめ」は教育課程審議会が文部大臣から諮問を受け、1年間総括的な検討を行い、「答申」に向け基本的な方向づけを行うと同時に各分科審議会における検討の指針を示すものと思われる。文言には「~適当である」と考える。~について検討する。」等が散見される。
- 「答申」は「中間まとめ」の公表後、内外の意見等を参考にしながら、初等教育、中

学校教育、高等学校教育の各分科審議会に分かれ、各学校段階の具体的な審議・検討を2年間行い、その結果を取りまとめたものといわれている。文言には「~が適当である。~を配慮する。~できるようにする。」等が多い。そして「答申」は「中間まとめ」に比べると全般的に詳細になっており、議論の深まりを感じさせるものとなっている。

- 今回の改訂基準の改善のねらいは「中間まとめ」、「答申」両方とも全く同文である。「中間まとめ」の精神を踏まえて「答申」、更に「学習指導要領」は作成されている。つまり「中間まとめ」の改善に関する基本的な方向及び改善のねらいそのものが、一連の「答申」及び「学習指導要領」の改訂の基本的な考え、理念となっているということである。
- 今回の改訂基準の改善のねらいを前回[昭和52年改訂]と比較すると、ねらいの項目に2.と4.とが新たに加えられている。具体的にいうと、2.のねらいは、いわゆる「新学力観」の中核をなす「自己教育力の育成」である。そして4.では、国際社会に対応するため、国際理解教育の重視が謳われている。「中間まとめ」で、「諸外国の文化」という文言が、「答申」では「世界の歴史や

文化」となり、更に「外国の人々との相互理解を深めることが出来るよう外国語の能力の育成に一層配慮する」が付け加えられ、肉付けされる等、一步踏み込みより具体的になっている。これがコミュニケーション能力の育成の重視につながり、今回の改訂の大きな特色の一つと言ってよい。

6. 中学校教育を両方とも中等教育の前期としてとらえる視点と、義務教育として全ての国民に必要な資質を培う視点との二面で把えている。国民として共通に必要なとされる基礎的・基本的な内容を重視する一方、中学校高学年から、多様な内容を用意し、選択履修をも拡大する方向を重視している。特に、選択履修の幅の拡大については、「中間まとめ」では、選択教科は、種類を拡大する方向で検討するとなっているが、「答申」では具体的に教科名を挙げ、2年・3年次とも拡大している。これは個性重視の原則の考えに基づき、個性を生かす教育の充実を強く意図している。

7. 必修教科、選択教科の授業時数については、両方とも制約をしているものの、学校の実情等に応じ弾力的な運用（増加も含め）を可能にしている。教育課程編成をする上で学校裁量が認められ、その幅が拡大されている。学習指導要領の大綱化、弾力化を示す実例であると思われる。

8. 「答申」では、中学校の各教科、道徳及び特別活動の年間標準授業時数が提示されている。備考で特に選択教科の一つである外国語の標準授業時数が明記されている。（表2）

尚これが学校教育法施行規則第54条別表第2となるのである。

9. 外国語の必修化の問題については検討課題となっている。一方、学校週5日制については、「答申」はより踏み込み、検討に際し留意すべき事項を4つ挙げ、更なる検討を加え、導入への方向性を強く示唆している。

10. 体験学習や問題解決学習に対する配慮が

加えられ、「答申」では学習指導要領への指示、つまり教科科目の内容の示し方や内容の大綱化、弾力化を一段と図るようとしている。

11. 外国語の項では、言語活動について、「答申」は「中間まとめ」より一段と踏み込み、改善の基本方針で、明確に「コミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことを重視する」と述べ、言語活動を現行の3領域から4領域に拡大し、「聞くこと」と「話すこと」の指導の一層の充実を訴えている。そして教育機器やネイティブ・スピーカー等の活用を勧めている。今回改訂の大きな特色の一つと言ってよい。

12. 文型や文法事項等の言語材料については、「学年相互に一層弾力的に扱う」が、「答申」では「学年による配当の枠を外すことを考慮する。そして多様な表現活動が展開できるよう配慮する」となっている。現場教師のこれまで以上の創意工夫が重要となっている。

Ⅲ 学校教育法施行規則及び学習指導要領（上記Ⅰの⑤、⑥）

（1）学校教育法施行規則

文部科学大臣は諮問機関である教育課程審議会の答申に従って、学校教育法施行規則の中に、学校種類ごとに教育課程の編成領域、教科の種類、それぞれの授業時数等を規定する。（学校教育法第38条）

学校教育法施行規則改正（上記⑤）の内容

（関係部分のみ掲載）

平成元年3月15日改正される。

第53条

② 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の各教科とし、選択教科は、国語等及び外国語の各教科並びに第54条の2に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とする。

第54条

中学校の各学年における必修教科、道徳及び特別活動のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

別表第2

答申で提示された表(表2)と内容はまったく同じであるから、ここでは割愛する。

備考

- ④ 選択教科の授業時数については、外国語は各学年において105から140までを標準とし、外国語以外の選択教科は中学校学習指導要領で定めるところによる。

(2) 学習指導要領

学校教育法施行規則の規定に従って、学習指導要領の原案が作成される。

1. 中学校学習指導要領(上記⑦)の内容紹介

昭和62年12月、教育課程審議会の「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)」の趣旨に基づいて作成されたものである。今回の学習指導要領の改訂は前回の改訂[昭和52年]以来12年ぶりのものであり、中学校については戦後5回目の全面改訂にあたる。今次改訂は、21世紀に向けての教育課程の基準としての意味をもつものであり、広く教育改革を進めていく中でも重要な意味を持つものである。

2. 学習指導要領の外国語についての内容(中学校指導要領・解説^(註4)より)

- ① 外国語の改訂は、答申の趣旨に沿って、国際化の進展に対応し、国際社会の中に生きるために必要な資質を養うと言う観点から、特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことを重視するために、次の3

つの基本方針に基づいて行う。

- ア. 読むこと及び書くことの言語活動の指導がおろそかにならないように十分配慮しつつ、聞くこと及び話すことの言語活動の指導が一層充実するよう内容を改善する。
イ. 生徒の学習の段階に応じて指導が一層適切なものになるよう指導内容をより重点化・明確化するとともに、生徒の実態等に応じ多様な指導ができるようにする。
ウ. 外国語の習得に対する生徒の積極的な態度を養い、外国語の実践的な能力を身に付けさせるとともに、外国についての関心と理解を高めるよう配慮する。

以上の3項目は、「答申」の中の外国語の改善の基本方針の内容と全く同じである。

- ② 外国語科の目標については、この外国語科の改訂の基本方針に基づき、コミュニケーション能力を育成し、国際理解の基礎を培うため、次の点を重視して改善する。
ア. 国際化の進展に対応して、コミュニケーション能力を一層育成する。
イ. コミュニケーションを積極的に図ろうとする態度を育てる。
ウ. 外国及びわが国の言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う。
この目標を踏まえ、外国語科の目標が設定される。

IV 外国語について教育課程審議会答申及び学習指導要領で示された内容及び検討

(1) 内容の比較・対照 (表3)

| 教育課程審議会答申 | 学習指導要領・解説 |
|---|---|
| <p>○改善の具体的事項</p> <p>ア. 「言語活動」については、 現行の3領域のうち、「聞くこと、話すこと」をそれぞれ独立させて、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、及び「書くこと」の4領域で構成することとし、聞くこと及び話すことの指導が一層充実するよう内容を改善する。また、各学年において指導の発展性、段階性がより明確になるように内容を示すこととする。</p> <p>イ. 「言語材料」については、 多様で豊かな言語活動が出来るようその取り扱いの一層の弾力化を図る。その際、文型、文法等の学年による配当の枠を外すことを考慮し、実際の指導の場面において取り上げる言語活動の内容に即し、多様な表現活動が展開できるよう配慮する。</p> <p>ウ. 題材については、 生徒の興味・関心を喚起し、国際理解に役立つものを広く取り上げるよう配慮する。</p> <p>エ. 聞くこと及び話すことの指導に当たっては、 特に音声による指導を重視し、ネイティブ・スピーカーの活用や教育機器の利用などが一層進められるよう配慮する。</p> <p>オ. 授業時数の弾力的運用については、基礎的・基本的事項の充実や深化を行ったり、日常生活に関する会話やヒアリングの充実など言語活動をより深め、豊かにするための多様な教育活動が展開できるようにする。</p> | <p>(1) 内容の改善の要点</p> <p>ア. 聞くこと、話すことの指導の充実 聞くこと及び話すことの言語活動を一層充実させるために、「聞くこと、話すこと」をそれぞれ独立させて、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4領域で構成するようにする。これら4領域の指導事項については、指導内容の重点化を図り指導の発展性を明確にするために、各学年ごとに指導すべき主な事項を示す。</p> <p>イ. 文型・文法事項などの取り扱いの弾力化 生徒の実態や指導の場面に応じて多様で活発な言語活動が行われるよう、文型・文法事項などについて学年による配当の枠を外すとともに、これらを整理し、精選を図る。新語の数は1000語程度までとし、必須語の数は507語とする。</p> <p>(2) 指導計画の作成と内容の取り扱いの改善の要点</p> <p>ア. 音声による指導の重視 聞くこと及び話すことの指導の充実のため音声による指導を重視し、第1学年の入門期においては、特にこのことに配慮するようにする。 また、教育機器の有効な活用やネイティブ・スピーカーの協力などに配慮するようにする。</p> <p>イ. 教材選定の観点の明示 教材については、適切な話題や題材が取り上げられるよう、次のような教材選定の観点を示す。</p> <p>(ア) 広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと。</p> <p>(イ) 言語や文化に対する関心を深め、これらを尊重する態度を育てるとともに、豊かな心情を育てるのに役立つこと。</p> <p>(ウ) 世界や我が国の生活や文化についての理解を深め、国際的な視野を広げ、公正な判断力を</p> |

養うのに役立つこと。

ウ. 授業時数の改善

外国語の授業時数については、各学年において年間105～140単位時間を標準とする。

(2) 内容の比較・検討(表3の比較・対照から)

1. 今回、外国語の改訂の基本方針は、「答申」及び「学習指導要領」の両方とも同一文である。つまり「学習指導要領」は「答申」の内容を踏まえているということである。「～に踏まえて」「～の趣旨にそって」等の文言がよく見られる。そして「学習指導要領」では、外国語の目標及び内容とその取り扱い等が詳しく、具体的に述べられている。

2. 「学習指導要領」に外国語の目標が設定されるまでの過程

ア. まず「答申」における基準の改定のねらい「4. 国際理解を深め、わが国の文化と伝統を尊重する態度を重視すること」が根幹である。(勿論「中間まとめ」が源である。)

イ. そして「答申」の中の各教科・科目等の内容に関する改善方針にある「(イ) 国際社会の中に生きていくために必要な資質を養う観点から、我が国の文化と伝統への関心と理解、世界の歴史や文化への理解、そして外国語の能力の育成について一層配慮する」の文意を受ける。

ウ. 次に「答申」の中の外国語の改善の基本方針「国際化の進展に対応し、国際社会の中に生きていくために必要な資質を養う観点から、コミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことを重視し、聞くこと及び話すことの言語活動の指導を充実させる等を含む、配慮すべき3項目を挙げている」の内容を受ける。

エ. この内容を受け、「学習指導要領」に外国語科の改訂の基本方針が設定される。この基本方針は「答申」の趣旨に沿ってとなっているが、内容は「答申」の基本方針と全く同一である。

オ. 更にこの外国語科の改訂の基本方針を受けて、外国語科目標の改善を行う要点が、ア～ウと3項目示され、それに沿って教科としての外国語の目標が「学習指導要領」に設定されるのである。

3. 「学習指導要領」における外国語科の目標は、国際社会の中に生きていくために必要な資質を養う観点から、「外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う」として、外国語教育のコミュニケーションに果たす役割を前面に出した。つまり言語本来の機能であるコミュニケーションを図ることが目標として取り入れられたのである。「使われる英語」「生徒の運用能力を高める英語教育」へ変わっていくための方策・努力が一層求められることになる。更に国際理解教育を重視し、国際社会における日本人の活動のありよう等を明確に考えさせようとしている。

4. この外国語科の目標の下に、「英語」の目標及び4領域の言語活動についての指導事項を学年ごと、具体的に且つ細かく述べている。

5. その考えに沿って、言語活動を従来の3領域から4領域で構成することにし、「答申」の内容より一段と詳細に、各学年の指導すべき言語活動も4領域にわたって事細かく述べられている。特に「聞くこと」、「話すこと」の能力を重視し、指導が質・量ともに充実すること、例えばネイティブ・スピーカー等の協力による音声の指導等が奨励・期待されている。「聞く」「話す」「読む」「書く」の順序でそれぞれの能力を身に付けさせるのが自然であり、外国語取得に当たっての普遍的な言語理論であるから当然と

いえば当然と言える。尚、昭和62年J E Tプログラム^(註5)が発足している。

6. 各学年の目標や言語活動の中には「あいさつ、質問、指示、依頼等に適切に応答する」「英語の文章を用いて、自分の考えなどを話すことができる」「文章を読んで書き手の意向を理解する」などコミュニケーション能力育成に係るものがあげられている。
7. 言語材料に関しては、「答申」同様、多様で活発な言語活動が行われるよう文・文型・文法事項・語彙等の学年による配当の枠が外され、弾力的な運用が出来るようになってきている。何をどのように、どのような順序で導入すると、最も効果的か等について、これまで以上に教師の創意工夫が望まれるようになってきている。新語の数は1,000語、必須語の数は507語としている。
8. 題材については、「学習指導要領」では一歩踏み込んで、教材選定の観点について詳細な説明がなされ、国際理解に役立つものという視点が重視されている。
9. 授業時数については、両方とも各学年105~140単位時間を標準とし、関係者の悲願であった週4時間授業が確保されそうだ。
10. 「学習指導要領」では習熟度別学習についても触れられ、可能となっているのも特徴の一つと言ってよい。

V 平成元年改訂の学習指導要領の特徴

(1) 全般では

1. 学校教育が生涯学習の基礎を培うものであることを考慮し、体験的学習や問題解決学習を重視している。
2. 小学校低学年で「社会科」「理科」が廃止され、「生活科」が新設される。
3. 中学校で選択教科の履修幅を拡大し、習熟度別指導の導入を奨励している。
4. 小・中・高等学校で、入学式、卒業式等における国歌・国旗の取り扱いを明確化している。

5. 高等学校の「社会科」が解体され、「地理歴史科」「公民科」に再編される。
6. 高等学校の「家庭科」が男女必修となる。

(2) 外国語では

1. コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育を重視している。
2. 言語活動を4領域で構成するように改め、「聞くこと」「話すこと」の言語活動の充実を図ることを重視している。
3. 文型・文法事項について、言語活動を一層充実させる観点から、学年による配当の枠を外し、弾力的に取扱うことができるようにしている。
4. 指導の重点をより明確にし、内容の示し方や取り扱い方などについて工夫している。
5. 新語の数は1000語程度とし、必修語の数は507語としている。
6. 英語の授業時数は、各学年105から140単位時間を標準としている。

〈まとめ〉

学習指導要領の改訂は、小学校・中学校・高等学校の教師にとって、指導する内容や授業のあり方を、ひいては指導法に対する意識をも変えることが求められるほど重要である。これまで筆者にとって気に懸かっていたが、実際どのような過程を経て「学習指導要領」が誕生するのか今一つ明確ではなかった。

今回、学習指導要領の基本理念と各分科審議会への指針を示す「中間まとめ」を基点に、更に「答申」、「学習指導要領」と流れる一連の作成過程及び「答申」との内容を比較・検討することから、それらの役割をはっきりと把握することができた。教師はともすると学習指導要領の内容を追うことに汲々としがちである。しかし今後は「学習指導要領」そのものだけでなく、その背後にも関心を払う必要があることを痛感した。

学習指導要領作成の手順は、実際は答申発表後、答申に示された基本理念及び方針に基づき、

文部科学省が依頼した「学習指導要領作成協力者会議」の協力を得て作成され、最終的に文部科学大臣名で告示されるという経過を取る。ところが、2001年（平成13年）、学習指導要領の作成に若干の変化が生じ、教育課程審議会が廃止され、中央教育審議会の初等中等教育分科会教育課程部会がそれに取って代わって引き継がれることになった。今後、内容及び手続き面においてどのようになっていくのであろうか。筆者としては推移を見守っていきたい。

尚、各学校が教育課程を編成する際には、学習指導要領を基準にするだけでなく、各都道府県教育委員会の基準等に従わなければならないことを付記しておく。

(注)

- 1) 1984（昭和59）年8月、当時の中曽根康弘首相の提唱により設置された、内閣直属の機関で、21世紀に向けた教育改革のあり方を3年間にわたって検討し計4回の答申を出した。臨教審はその後の教育改革の基本路線を敷き、この臨教審の答申に基づいて教育改革の路線は継承されている。
- 2) わが国の教育、学術、文化に関する基本的な重要施策について審議する最も重要な審議会。
文部科学大臣の諮問機関。
- 3) 中央教育審議会第13期「時代の変化に対応する初等・中等教育内容などの基本的なあり方について」の答申（第27回答申）が出た後、昭和58年11月15日に提出された。
- 4) 学習指導要領はいわば法律のように骨格だけなので、作成者の文部科学省自らが協力者の力を借りて、解説と指導上の参考事項をまとめたものである。
- 5) 「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programmeの略) 外国語教育の充実と地域レベル国際交流の進展を図ることを通し、わが国と諸外国との相互理解の増進とわが国の地域の国際化の推進に資することを目的としている。

(参考文献)

- ・文部省「中等教育資料—教育課程の基準の改善について（答申）とその解説」（大日本図書株式会社、昭和63年）
- ・文部省「中等教育資料—教育課程の基準の改善につ

いて（審議のまとめ）とその解説」（大日本図書株式会社、昭和51年）

- ・文部省「中学校指導書外国語編」（開隆堂出版、平成元年）
- ・文部省「中学校新教育課程を読む・外国語科の解説と展開」（教育開発研究所 平成元年）
- ・文部省「中学校指導書外国語編」（開隆堂出版、昭和53年）
- ・文部省「中学校学習指導要領の展開・外国語科編」（明治図書刊、1977年）
- ・文部省「中学校学習指導要領（平成10年）解説—外国語編」（東京書籍、平成11年）
- ・文部省「中学校学習指導要領の展開・外国語編」（明治図書、1999年）
- ・亀井、有園「キーワードで読む教育課程審議会答申」（ぎょうせい、平成10年）
- ・英語教育史資料 第1巻 英語教育課程の変遷（東京法令出版、昭和55年）
- ・小泉 仁「学習指導要領における英語教育観の変遷」（英語教育研究会、2001年）
- ・和田 稔「教育課程審議会の答申について」現代英語教育（研究社、1988年3月号）
- ・原田 昌明「これからの中学校英語」現代英語教育（研究社、1888年3月号）
- ・小池 生夫「新学習指導要領の方向」現代英語教育（研究社、1989年6月号）
- ・菱村 幸彦「学習指導要領の法的拘束力—その根拠」（現代教育科学1996年8月号）
- ・森住 衛「学習指導要領の変遷と将来を見る」英語教育（大修館書店、1998年3月号）
- ・新里 真男「新学習指導要領のねらい」英語教育（大修館書店、1999年6月号）
- ・和田 稔「新学習指導要領を私はこう読む」英語教育（大修館書店、1999年6月号）
- ・山田、藤田、見塚 共著「学校教育とカリキュラム」（文化書房博文社、2003年）
- ・教育事情研究会「中央教育審議会答申総覧」（増補版）（ぎょうせい、平成4年）